GK0401

第27－(2)号様式

簡

平成九年四月一日以後終了課税期間分（簡易課税用）

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

平成 24 年 2 月 29 日 取受印 中央 税務署長殿

納税地	東京都中央区中央1－2－3 （電話番号 － － ）
（フリガナ） 名称又は屋号	株式会社簡易商事
（フリガナ） 代表者氏名又は氏名	印
経理担当者氏名	

※税務署処理欄

一連番号			
所管	要否	整理番号	
申告年月日	平成 年 月 日		
申告区分	指導等	庁指定	局指定
通信日付印	確認印	省略	年月日
指導年月日	相談	区分1	区分2	区分3
平成				

自 平成 23 年 01 月 01 日

至 平成 23 年 12 月 31 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の（ 確定 ）申告書

（中間申告の場合の対象期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	100,000,000	03
消費税額	②	4,000,000	06
貸倒回収に係る消費税額	③	0	07
控除税額 控除対象仕入税額	④	2,800,000	08
控除税額 返還等対価に係る税額	⑤	0	09
控除税額 貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額 控除税額小計（④+⑤+⑥）	⑦	2,800,000	
控除不足還付税額（⑦－②－③）	⑧		13
差引税額（②+③－⑦）	⑨	1,200,000	15
中間納付税額	⑩	00	16
納付税額（⑨－⑩）	⑪	1,200,000	17
中間納付還付税額（⑩－⑨）	⑫	00	18
この申告書が修正申告である場合 既確定税額	⑬		19
この申告書が修正申告である場合 差引納付税額	⑭	00	20
この課税期間の課税売上高	⑮	100,000,000	21
基準期間の課税売上高	⑯		

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額（⑧）	⑰		51
地方消費税の課税標準となる消費税額 差引税額（⑨）	⑱	1,200,000	52
譲渡割額 還付額（⑰×25％）	⑲		53
譲渡割額 納税額（⑱×25％）	⑳	300,000	54
中間納付譲渡割額	㉑	00	55
納付譲渡割額（⑳－㉑）	㉒	300,000	56
中間納付還付譲渡割額（㉑－⑳）	㉓	00	57
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額	㉔		58
この申告書が修正申告である場合 差引納付譲渡割額	㉕	00	59
消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額	㉖	1,500,000	60

㉖＝(⑪+㉒)－(⑧+⑫+⑲+㉓)・修正申告の場合㉖＝⑭+㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

付記事項				
割賦基準の適用	○	有	○	無 31
延払基準等の適用	○	有	○	無 32
工事進行基準の適用	○	有	○	無 33
現金主義会計の適用	○	有	○	無 34
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	○	有	○	無 35

参考事項 事業区分

区分	課税売上高（免税売上高を除く）	売上割合％	
第1種	2,000 千円	20.0	36
第2種	2,000	20.0	37
第3種	2,000	20.0	38
第4種	2,000	20.0	39
第5種	2,000	20.0	42
計	10,000		

特例計算適用（令57③） ○ 有 ○ 無 40

①・②の内訳

課税標準額	4％分	10,000 千円	
	旧税率分 3％分	千円	
		千円	
消費税額	4％分	400,000 円	
	旧税率分 3％分	円	
		円	

還付を受ける金融機関等

銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	
預金	口座番号	
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	－	
郵便局名等		

※税務署整理欄

税理士署名押印	印（電話番号 － － ）
○	税理士法第30条の書面提出有
○	税理士法第33条の2の書面提出有

付表５　控除対象仕入税額の計算表

簡易

課税期間	23・1・1～23・12・31	氏名又は名称	株式会社簡易商事

項目		金額
課税標準額に対する消費税額（申告書②欄の金額）	①	円 400,000
貸倒回収に係る消費税額（申告書③欄の金額）	②	
売上対価の返還等に係る消費税額（申告書⑤欄の金額）	③	
控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額（①＋②－③）	④	400,000
１種類の事業の専業者の場合〔控除対象仕入税額〕 ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%）	⑤	※申告書④欄へ

２種類以上の事業を営む事業者の場合

課税売上高に係る消費税額の計算

区分		事業区分別の課税売上高（税抜き）			左の課税売上高に係る消費税額	
事業区分別の合計額	⑥	※申告書「事業区分」欄へ 円 10,000,000	売上割合		⑫	円 400,000
第一種事業（卸売業）	⑦	※　〃 2,000,000	% 20.0		⑬	80,000
第二種事業（小売業）	⑧	※　〃 2,000,000	20.0		⑭	80,000
第三種事業（製造業等）	⑨	※　〃 2,000,000	20.0		⑮	80,000
第四種事業（その他）	⑩	※　〃 2,000,000	20.0		⑯	80,000
第五種事業（サービス業等）	⑪	※　〃 2,000,000	20.0		⑰	80,000

控除対象仕入税額の計算式区分			算出額
原則計算を適用する場合 ④×みなし仕入率 〔（⑬×90%＋⑭×80%＋⑮×70%＋⑯×60%＋⑰×50%）／⑫〕		⑱	円 280,000
特例計算を適用する場合	１種類の事業で75%以上 （⑦／⑥・⑧／⑥・⑨／⑥・⑩／⑥・⑪／⑥）≧75% ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%）	⑲	
２種類の事業で75%以上	（⑦＋⑧）／⑥≧75% ④×［⑬×90%＋（⑫－⑬）×80%］／⑫	⑳	
	（⑦＋⑨）／⑥≧75% ④×［⑬×90%＋（⑫－⑬）×70%］／⑫	㉑	
	（⑦＋⑩）／⑥≧75% ④×［⑬×90%＋（⑫－⑬）×60%］／⑫	㉒	
	（⑦＋⑪）／⑥≧75% ④×［⑬×90%＋（⑫－⑬）×50%］／⑫	㉓	
	（⑧＋⑨）／⑥≧75% ④×［⑭×80%＋（⑫－⑭）×70%］／⑫	㉔	
	（⑧＋⑩）／⑥≧75% ④×［⑭×80%＋（⑫－⑭）×60%］／⑫	㉕	
	（⑧＋⑪）／⑥≧75% ④×［⑭×80%＋（⑫－⑭）×50%］／⑫	㉖	
	（⑨＋⑩）／⑥≧75% ④×［⑮×70%＋（⑫－⑮）×60%］／⑫	㉗	
	（⑨＋⑪）／⑥≧75% ④×［⑮×70%＋（⑫－⑮）×50%］／⑫	㉘	
	（⑩＋⑪）／⑥≧75% ④×［⑯×60%＋（⑫－⑯）×50%］／⑫	㉙	
【控除対象仕入税額】 選択可能な計算方式による⑱～㉙の内から選択した金額）		㉚	※申告書④欄へ 280,000

注意１　金額の計算においては、１円未満の端数を切り捨てる。
２　課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑪の欄にはその売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記入する。